

平成15年6月23日  
統計情報部公表

## 平成15年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査 中山間地域等直接支払制度集落協定代表者への意向調査結果

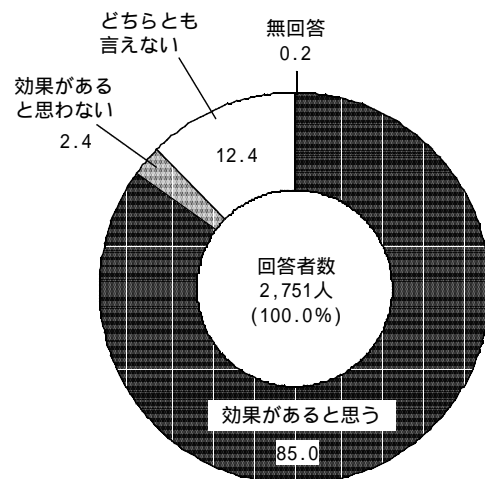
### 【調査結果の概要】

#### 1 集落協定による農業生産活動の継続に対する効果

- 効果があると思うが9割、どちらとも言えないが1割 -

集落協定の締結により農業生産活動の継続（耕作放棄地の防止等）に対する効果があるかどうかについては、「効果があると思う」が9割、「どちらとも言えない」が1割となっている。

図1 集落協定による農業生産活動の継続に対する効果

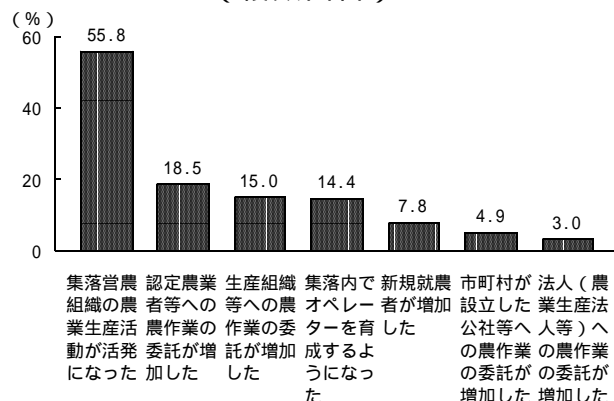


#### 2 集落協定による担い手の変化

- 集落営農組織の農業生産活動が活発になったが6割 -

集落協定による担い手の変化については、「集落営農組織の農業生産活動が活発になった」が6割、「認定農業者等への農作業の委託が増加した」、「生産組織等への農作業の委託が増加した」、「集落内でオペレーターを育成するようになった」がそれぞれ1割以上、「新規就農者が増加した」が1割となっている。

図2 集落協定による担い手の変化（複数回答）

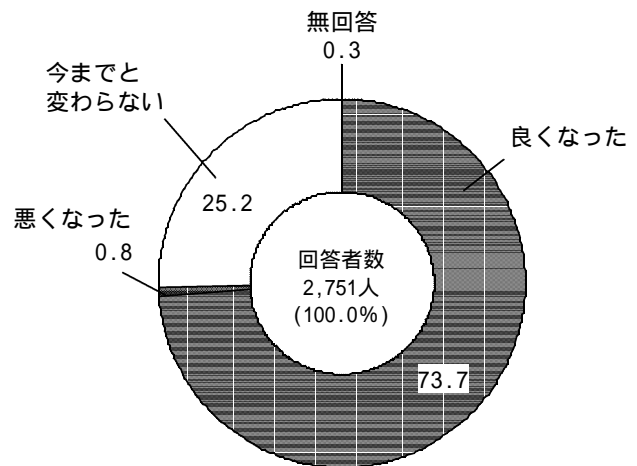


### 3 集落協定による集落の協定参加者間の関係の変化

- 良くなったが7割、変わらないが3割 -

集落協定締結以前と比べての集落の協定参加者間の関係の変化については、「良くなった」が7割となっており、「今までと変わらない」が3割となっている。

図3 集落協定による集落の協定参加者間の関係の変化

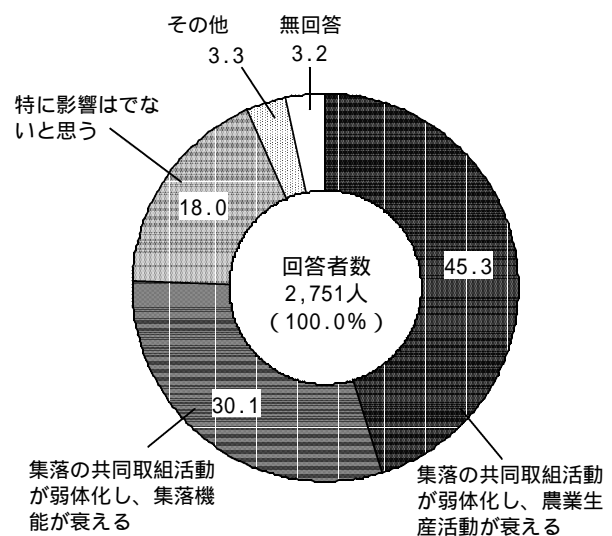


### 4 中山間地域等直接支払制度が終了した場合の影響

- 5年間で終了の場合、影響ありが8割、影響なしが2割 -

中山間地域等直接支払制度が平成12年度から16年度までの5年間で終了した場合の農業生産活動等への影響については「集落の共同取組活動が弱体化し、農業生産活動が衰える」と「集落の共同取組活動が弱体化し、集落機能が衰える」があわせて8割、「特に影響はでないと思う」が2割となっている。

図4 中山間地域等直接支払制度が終了した場合の影響



## 【解説】

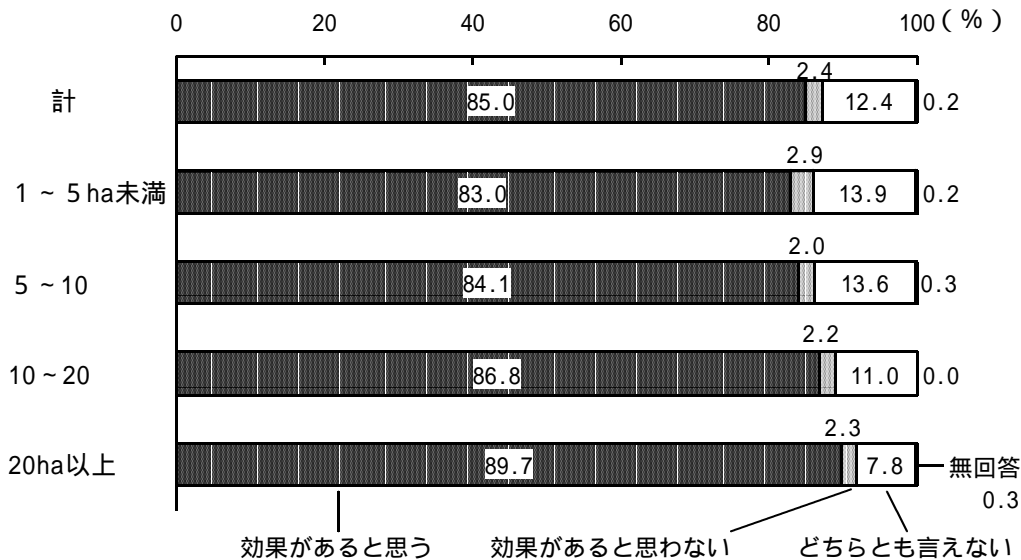
### 1 集落協定による農業生産活動の継続に対する効果

- 効果があると思うが9割、どちらとも言えないが1割 -

集落協定の締結により農業生産活動の継続（耕作放棄地の防止等）に対して効果があるかどうかについては「効果があると思う」が85.0%、「どちらとも言えない」が12.4%、「効果があると思わない」が2.4%となっている。

また、集落協定対象農用地の面積規模別（以下「面積規模別」という。）にみると、「効果があると思う」では面積規模が大きくなるほど高い割合となっている。

図5 集落協定による農業生産活動の継続に対する効果  
（面積規模別）



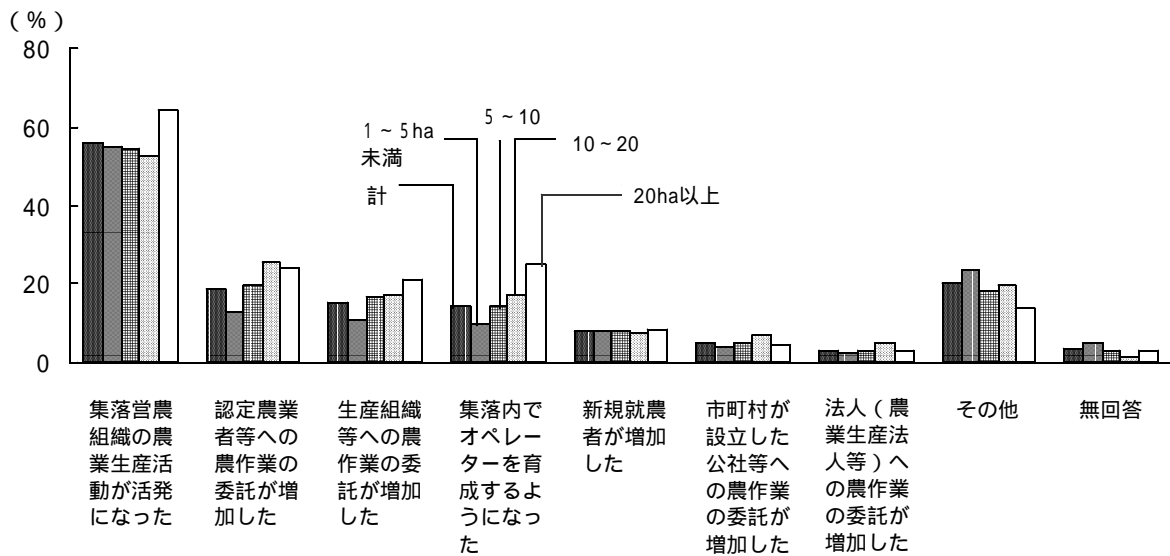
### 2 集落協定による担い手の変化

- 集落営農組織の農業生産活動が活発になったが6割 -

集落協定による農作業の担い手の変化については、「集落営農組織の農業生産活動が活発になった」が55.8%と最も高く、次いで、「認定農業者等への農作業の委託が増加した」が18.5%、「生産組織等への農作業の委託が増加した」が15.0%、「集落内でオペレーターを育成するようになった」が14.4%、「新規就農者が増加した」が7.8%となっている。

また、面積規模別にみると、「生産組織等への農作業の委託が増加した」、「集落内でオペレーターを育成するようになった」では、面積規模が大きくなるほど高い割合となっている。

図6 集落協定による担い手の変化（面積規模別）（複数回答）



### 3 集落協定による集落の協定参加者間の関係の変化

- 良くなったが7割、変わらないが3割 -

(1) 集落協定により、集落の協定参加者間の関係が集落協定締結以前と比べて、どのように変わったかについては、「良くなった」が73.7%となっており、良くなった点としては、「協定参加者間での話し合いが活発になり、集落に活気が出てきた」が67.7%、「協定参加者の意識の高まりにより、生活環境が改善された」が19.4%、「協定参加者以外の人や組織との交流が活発になり、集落に活気が出てきた」が11.1%となっている。

なお、「今までと変わらない」が25.2%、「悪くなった」が0.8%となっている。

図7-1 集落協定による集落の協定参加者間の関係の変化

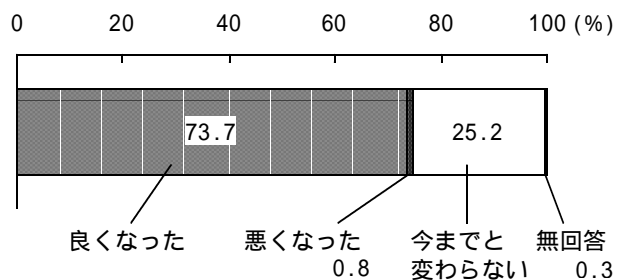
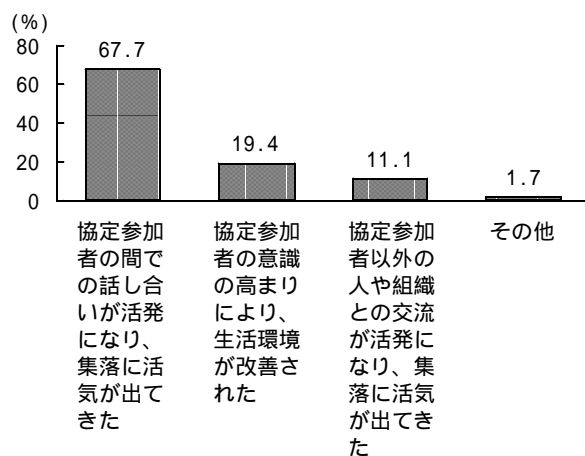
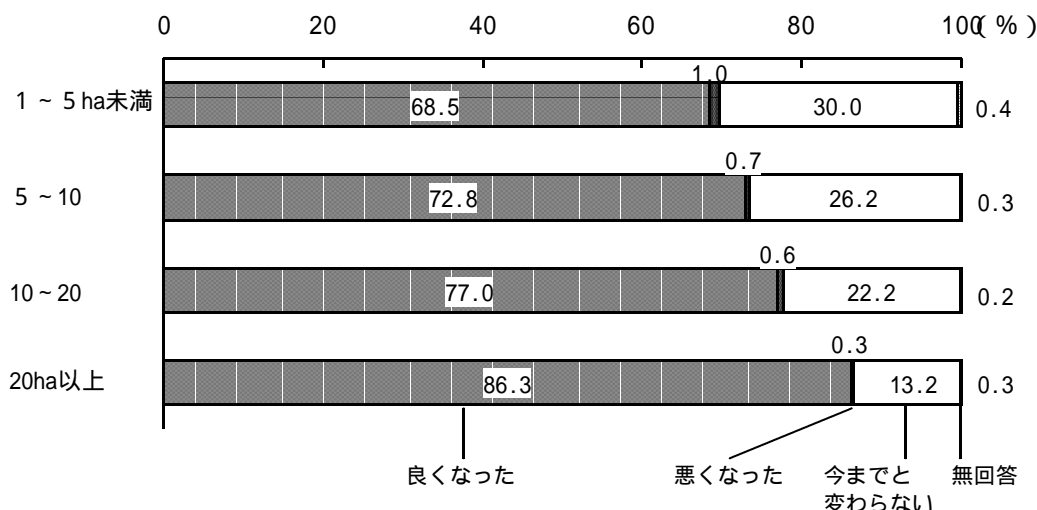


図7-2 良くなった点



(2) 面積規模別にみると、「良くなった」では、面積規模が大きくなるほど高い割合となっており、「今までと変わらない」では、面積規模が小さくなるほど高い割合となっている。

図8 集落協定による集落の協定参加者間の関係の変化(面積規模別)



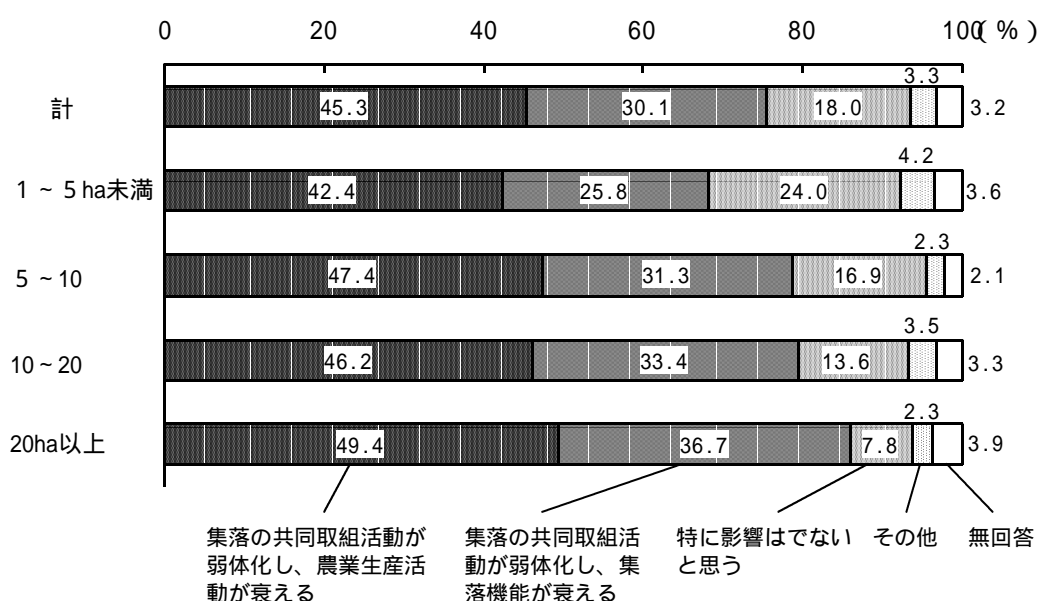
#### 4 中山間地域等直接支払制度が終了した場合の影響

- 5年間で終了の場合、影響ありが8割、影響なしが2割 -

中山間地域等直接支払制度が平成12年度から16年度までの5年間で終了した場合の、農業生産活動等への影響については、「集落の共同取組活動が弱体化し、農業生産活動が衰える」が45.3%、「集落の共同取組活動が弱体化し、集落機能が衰える」が30.1%、「特に影響はでないと思う」が18.0%となっている。

また、面積規模別にみると、「集落の共同取組活動が弱体化し、集落機能が衰える」では面積規模が大きくなるほど高い割合となっており、「特に影響はでないと思う」では、面積規模が小さくなるほど高い割合となっている。

図9 中山間地域等直接支払制度が終了した場合の影響(面積規模別)



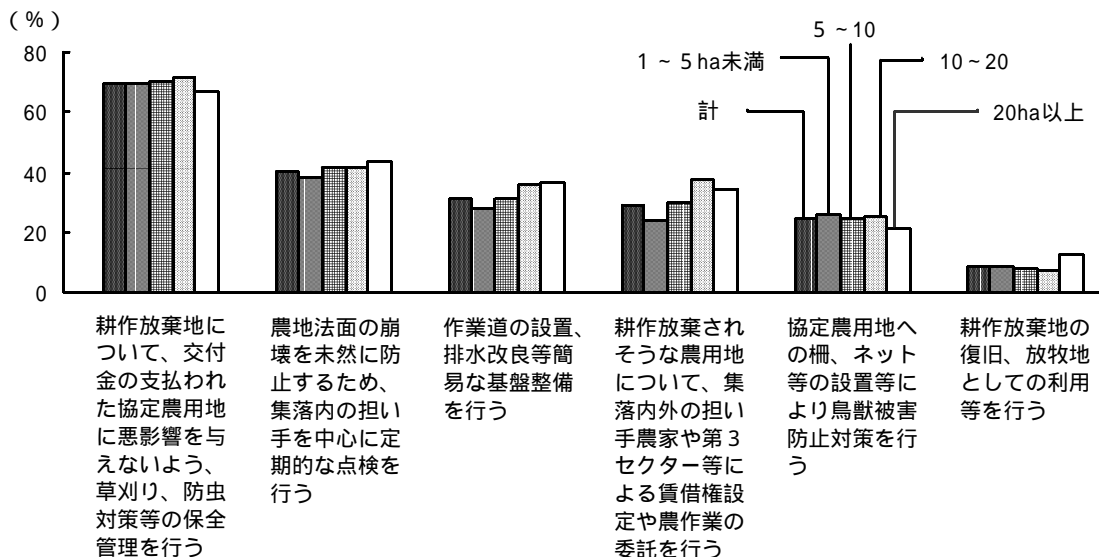
5 農業生産活動の継続のための集落協定による取組

- 耕作放棄地の保全管理が7割、農地法面の定期的点検が4割 -

(1) 現在の農業生産活動継続のための集落協定による取組については、「耕作放棄地について、交付金の支払われた協定農用地に悪影響を与えないよう、草刈り、防虫対策等の保全管理を行う」が69.4%、「農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う」が40.6%、「作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う」が31.2%、「耕作放棄されそうな農用地について、集落内外の担い手農家や第3セクター等による賃借権設定や農作業の委託を行う」が29.3%、「協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣被害防止対策を行う」が24.5%、「耕作放棄地の復旧、放牧地としての利用等を行う」が8.7%となっている。

また、面積規模別にみると、現在の取組は、「農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う」と「作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う」では面積規模が大きくなるほど高い割合となっている。

図10 農業生産活動の継続のための集落協定による現在の取組  
(面積規模別)(複数回答)

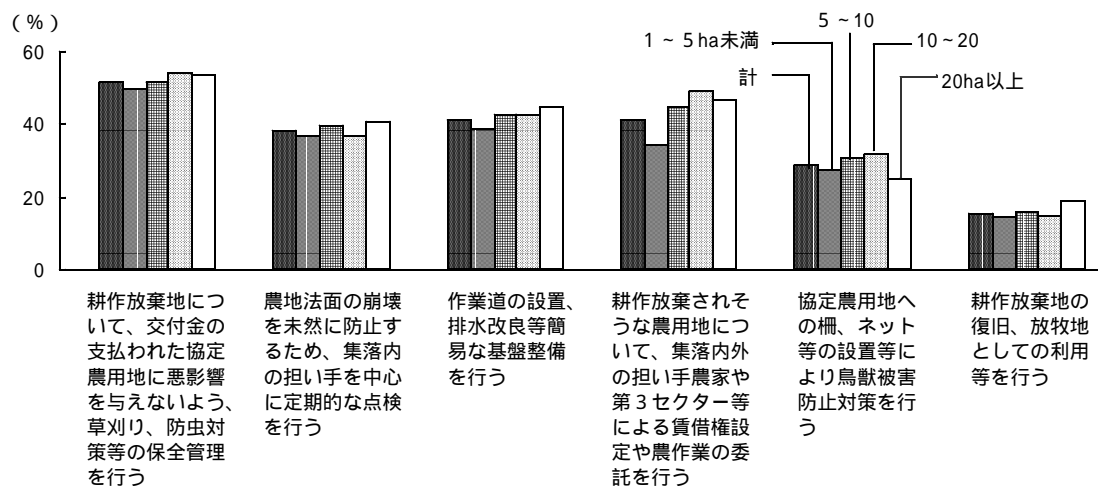


(2) 今後の取組の意向については、「耕作放棄地について、交付金の支払われた協定農用地に悪影響を与えないよう、草刈り、防虫対策等の保全管理を行う」が51.4%、「耕作放棄されそうな農用地について、集落内外の担い手農家や第3セクター等による賃借権設定や農作業の委託を行う」が41.3%、「作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う」が41.2%、「農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う」が38.1%、「協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣被害防止対策を行う」が28.6%、「耕作放棄地の復旧、放牧地としての利用等を行う」が15.4%となっている。

また、面積規模別にみると、「作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う」では面積規模が大きくなるほど高い割合となっている。

なお、「耕作放棄されそうな農用地について、集落内外の担い手農家や第3セクター等による賃借権設定や農作業の委託を行う」については、1～5ha未満の階層に比べ、他の階層は10ポイント以上高い割合となっている。

図11 農業生産活動の継続のための集落協定による今後の取組意向  
(面積規模別)(複数回答)



6 水路や農道の維持・管理方法

- 水路は、共同で管理が7割、個別に管理が3割、農道は、共同で管理が7割、個別に管理が2割 -

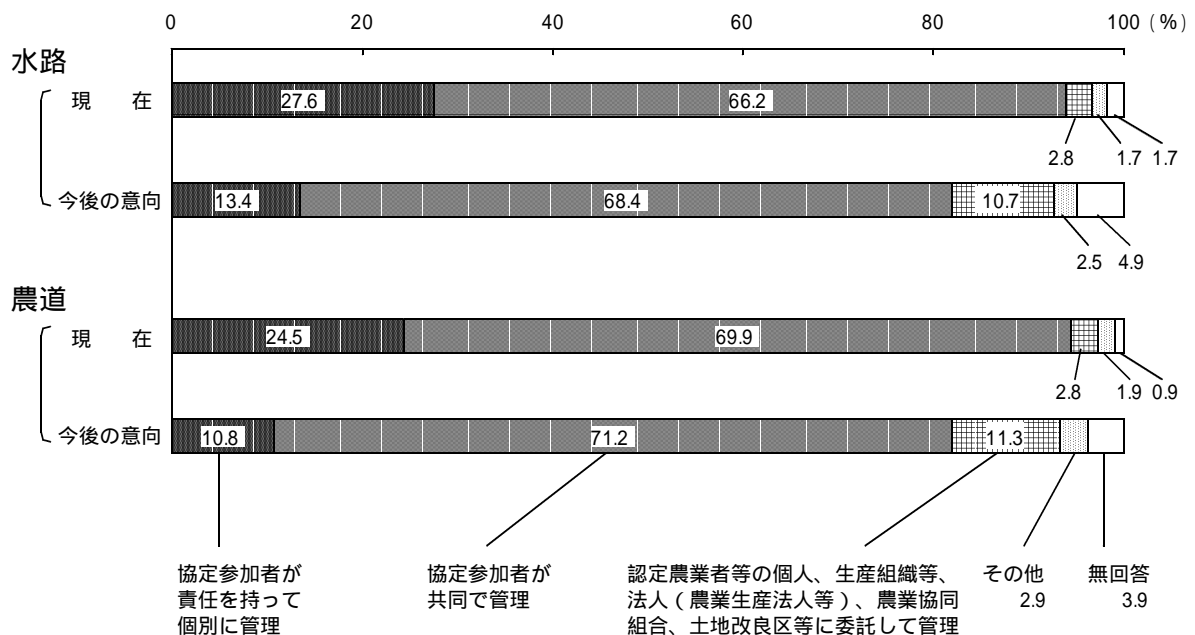
(1) 現在の水路の維持・管理方法については、「協定参加者が共同で管理」が66.2%と最も高く、次いで、「協定参加者が責任を持って個別に管理」が27.6%となっている。

なお、今後の水路の維持・管理方法の意向については、「協定参加者が共同で管理」が68.4%と最も高く、次いで、「協定参加者が責任を持って個別に管理」が13.4%となっているほか、「認定農業者等の個人、生産組織等、法人（農業生産法人等）、農業協同組合、土地改良区等に委託して管理」があわせて10.7%となっている。

また、現在の農道の維持・管理方法については、「協定参加者が共同で管理」が69.9%と最も高く、次いで、「協定参加者が責任を持って個別に管理」が24.5%となっている。

なお、今後の農道の維持・管理方法の意向については、「協定参加者が共同で管理」が71.2%と最も高く、次いで、「協定参加者が責任を持って個別に管理」が10.8%となっているほか、「認定農業者等の個人、生産組織等、法人（農業生産法人等）、農業協同組合、土地改良区等に委託して管理」があわせて11.3%となっている。

図12 水路や農道の維持・管理方法

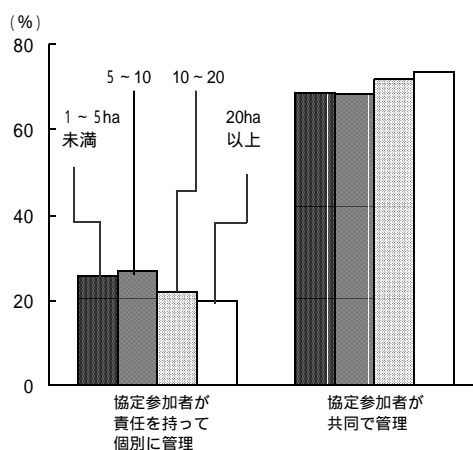
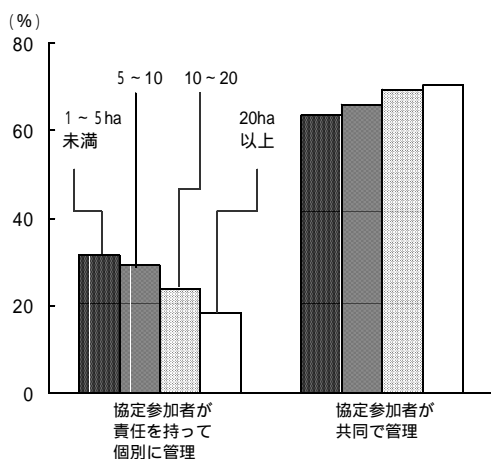




(2) 面積規模別にみると、現在の水路及び農道の維持・管理方法については、「協定参加者が共同で管理」では、面積規模が大きくなるほど高い割合となっており、「協定参加者が責任を持って個別に管理」では、面積規模が小さくなるほど高い割合となっている。

図13 - 1 現在の水路の維持・管理方法  
(面積規模別)

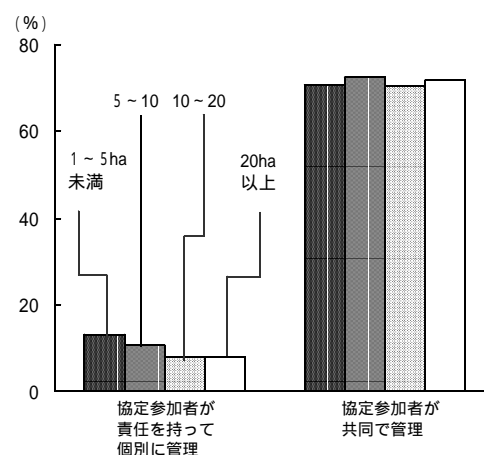
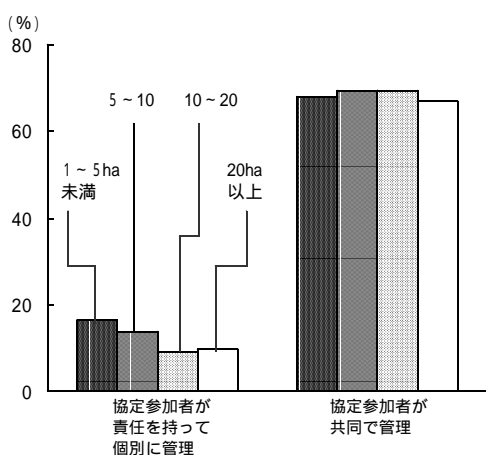
図13 - 2 現在の農道の維持・管理方法  
(面積規模別)



また、今後の水路及び農道の維持・管理方法の意向については、「協定参加者が責任を持って個別に管理」では、面積規模が小さくなるほど高い割合となっている。

図13 - 3 今後の水路の維持・管理方法の意向 (面積規模別)

図13 - 4 今後の農道の維持・管理方法の意向 (面積規模別)



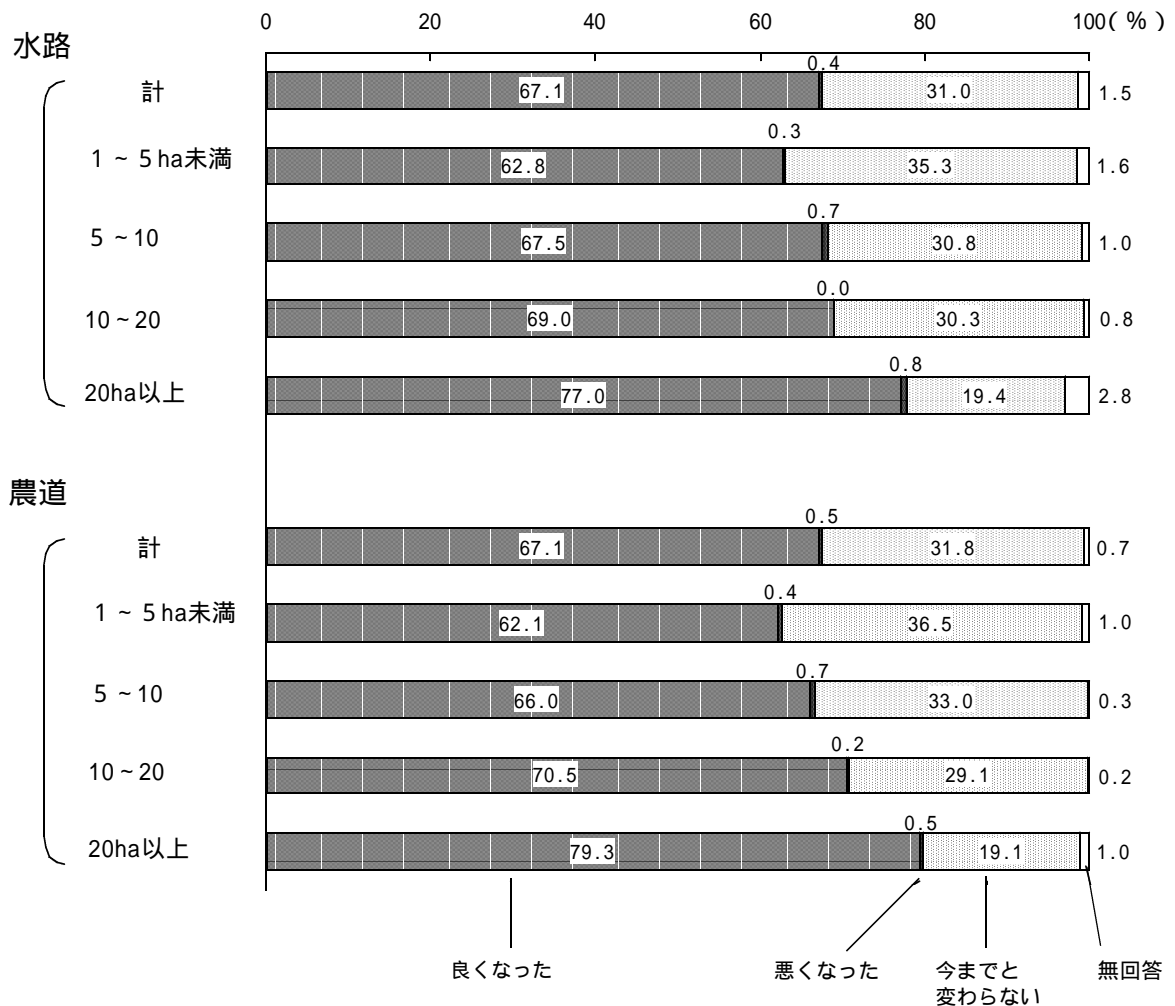
7 集落協定締結以前と比べた水路や農道の維持・管理方法の評価

- 水路、農道ともに、良くなったが7割、今までと変わらないが3割 -

集落協定締結以前と比べて、水路の維持・管理方法については、「良くなった」が67.1%、「今までと変わらない」が31.0%となっており、また、農道の維持・管理方法については、「良くなった」が67.1%、「今までと変わらない」が31.8%となっている。

また、面積規模別にみると、水路、農道とも「良くなった」は面積規模が大きくなるほど高い割合となっており、「今までと変わらない」は面積規模が小さくなるほど高い割合となっている。

図14 集落協定締結以前と比べた水路や農道の維持・管理方法の評価  
(面積規模別)



**【 統 計 表 】**

## 1 集落協定による農業生産活動の継続に対する効果

区 分	回 答 者 数	計	効果があると 思う	効果があると 思わない	どちらとも 言えない
計	2 751	100.0	85.0	2.4	12.4
協定対象農用地面積規模別					
1 ~ 5 ha 未 満	1 156	100.0	83.0	2.9	13.9
5 ~ 10	699	100.0	84.1	2.0	13.6
10 ~ 20	509	100.0	86.8	2.2	11.0
20 ha 以上	387	100.0	89.7	2.3	7.8
農 政 局 等 別					
北 東 関 北 東 近 中 九	43	100.0	69.8	11.6	18.6
海	435	100.0	86.4	1.6	11.5
	284	100.0	80.6	2.5	16.9
	223	100.0	85.2	4.0	10.3
	132	100.0	78.0	3.8	18.2
	240	100.0	80.0	3.3	16.7
国 四 国	844	100.0	86.7	1.4	11.8
州 ・ 沖 縄	550	100.0	88.2	2.5	8.9

## 2 集落協定による担い手の変化（複数回答）

区 分	回 答 者 数	計	新規就農者が増加 した	集落営農組織の農 業生産活動が活発 になった	認定農業者等への 農作業の委託が増 加した
計	2 751	100.0	7.8	55.8	18.5
協定対象農用地面積規模別					
1 ~ 5 ha 未 満	1 156	100.0	7.7	54.9	12.9
5 ~ 10	699	100.0	7.9	54.6	19.7
10 ~ 20	509	100.0	7.3	52.7	25.3
20 ha 以上	387	100.0	8.5	64.3	24.0
農 政 局 等 別					
北 東 関 北 東 近 中 九	43	100.0	20.9	62.8	9.3
海	435	100.0	5.7	61.4	23.2
	284	100.0	10.2	59.2	13.7
	223	100.0	8.1	49.3	19.3
	132	100.0	8.3	37.1	18.2
	240	100.0	9.2	56.7	15.0
国 四 国	844	100.0	7.5	51.7	15.8
州 ・ 沖 縄	550	100.0	6.7	62.0	23.5

単位：%

無回答	区分
0.2	1
0.2	2
0.3	3
-	4
0.3	5
-	6
0.5	7
-	8
0.4	9
-	10
-	11
-	12
0.4	13

単位：%

生産組織等への農 作業の委託が増加 した	法人（農業生産 法人等）への農 作業の委託が増 加した	市町村が設立し た公社等への農 作業の委託が増 加した	集落内でオペ レーターを育成 するようになった	そ の 他	無 回 答	区分
15.0	3.0	4.9	14.4	20.1	3.6	1
11.0	2.3	4.2	9.8	23.4	5.0	2
16.9	2.9	5.0	14.2	18.0	3.1	3
17.3	4.7	6.9	17.1	19.8	1.6	4
20.9	2.8	4.7	25.1	14.0	3.1	5
20.9	4.7	9.3	16.3	16.3	4.7	6
15.9	1.8	3.0	15.2	12.6	6.4	7
11.6	5.6	3.5	10.2	25.0	2.5	8
16.1	2.7	4.0	13.5	16.6	6.3	9
19.7	6.1	5.3	18.2	15.9	9.1	10
13.8	0.4	2.5	15.0	17.1	5.4	11
14.9	3.4	7.3	14.5	27.1	0.6	12
14.9	2.2	4.5	14.9	16.5	3.5	13

### 3 集落協定による集落の協定参加者間の関係の変化

#### (1) 集落の協定参加者間の関係の変化

区 分	回 答 者 数	計	良くなった	悪くなった
計	2 751 <sup>人</sup>	100.0	73.7	0.8
協定対象農用地面積規模別				
1 ~ 5 ha 未 満	1 156	100.0	68.5	1.0
5 ~ 10	699	100.0	72.8	0.7
10 ~ 20	509	100.0	77.0	0.6
20 ha 以上	387	100.0	86.3	0.3
農 政 局 等 別				
北 東 関 北 東 北 東 近 中 九	43	100.0	72.1	-
海 道	435	100.0	83.9	0.9
	284	100.0	66.9	1.4
	223	100.0	73.1	0.4
	132	100.0	72.0	-
	240	100.0	58.8	2.5
中 国 四 州 ・ 沖 縄	844	100.0	72.3	0.1
	550	100.0	78.5	0.9

#### (2) 良くなった点

区 分	回 答 者 数	計	協定参加者の間での話し合いが活発になり、集落に活気が出てきた	協定参加者以外の人や組織との交流が活発になり、集落に活気が出てきた
計	2 027 <sup>人</sup>	100.0	67.7	11.1
協定対象農用地面積規模別				
1 ~ 5 ha 未 満	792	100.0	68.6	11.1
5 ~ 10	509	100.0	68.0	10.0
10 ~ 20	392	100.0	65.8	12.0
20 ha 以上	334	100.0	67.4	11.7
農 政 局 等 別				
北 東 関 北 東 北 東 近 中 九	31	100.0	58.1	16.1
海 道	365	100.0	66.0	11.0
	190	100.0	65.3	11.6
	163	100.0	65.0	13.5
	95	100.0	60.0	8.4
	141	100.0	63.8	12.1
中 国 四 州 ・ 沖 縄	610	100.0	71.1	10.0
	432	100.0	69.9	11.6

単位：%

今までと 変わらない	無 回 答	区 分
25.2	0.3	1
30.0	0.4	2
26.2	0.3	3
22.2	0.2	4
13.2	0.3	5
27.9	-	6
14.7	0.5	7
31.7	-	8
26.0	0.4	9
28.0	-	10
38.8	-	11
27.6	-	12
19.5	1.1	13

単位：%

協定参加者の意識の 高まりにより、生活 環境が改善された	そ の 他	無回答	区 分
19.4	1.7	0.1	1
17.9	2.1	0.3	2
20.6	1.4	-	3
20.9	1.3	-	4
19.5	1.5	-	5
25.8	-	-	6
22.2	0.5	0.3	7
18.9	4.2	-	8
20.2	1.2	-	9
28.4	3.2	-	10
21.3	2.8	-	11
16.7	2.0	0.2	12
17.8	0.7	-	13

### 3 集落協定による集落の協定参加者間の関係の変化（つづき）

#### （3）悪くなった点

区 分	回 答 者 数	計	水路や農道の維持・管理のための出役が増え、労力的な負担が増えた	話し合いの回数が増え、時間的な負担が増えた
計	21	100.0	28.6	19.0
協定対象農用地面積規模別				
1 ~ 5 ha 未 満	12	100.0	16.7	25.0
5 ~ 10	5	100.0	20.0	20.0
10 ~ 20	3	100.0	66.7	-
20 ha 以上	1	100.0	100.0	-
農 政 局 等 別				
北 東 関 北 東 近 中 九				
海	6	-	-	-
道	7	100.0	25.0	25.0
北	8	100.0	50.0	25.0
東	9	100.0	-	-
陸	10	-	-	-
海	11	100.0	16.7	-
畿	12	100.0	100.0	-
国	13	100.0	20.0	40.0
中 九				
州 ・ 沖 縄	5	100.0	20.0	40.0

### 4 中山間地域等直接支払交付金制度が終了した場合の影響

区 分	回 答 者 数	計	集落の共同取組活動が弱体化し、農業生産活動が衰える	集落の共同取組活動が弱体化し、集落機能が衰える
計	2 751	100.0	45.3	30.1
協定対象農用地面積規模別				
1 ~ 5 ha 未 満	1 156	100.0	42.4	25.8
5 ~ 10	699	100.0	47.4	31.3
10 ~ 20	509	100.0	46.2	33.4
20 ha 以上	387	100.0	49.4	36.7
農 政 局 等 別				
北 東 関 北 東 近 中 九				
海	6	100.0	46.5	30.2
道	7	100.0	42.8	33.6
北	8	100.0	46.8	23.2
東	9	100.0	51.1	26.5
陸	10	100.0	38.6	27.3
海	11	100.0	44.6	22.1
畿	12	100.0	48.5	32.6
国	13	100.0	41.3	32.9
中 九				
州 ・ 沖 縄	550	100.0	41.3	32.9



単位：%

協定への不参加者が いることにより、地 域の共同意識が希薄 になった	集落内で対象農用地 を所有していない者 との関係が希薄に なった	そ の 他	無 回 答	区 分
19.0	23.8	9.5	-	1
25.0	25.0	8.3	-	2
-	40.0	20.0	-	3
33.3	-	-	-	4
-	-	-	-	5
-	-	-	-	6
-	25.0	25.0	-	7
25.0	-	-	-	8
-	-	100.0	-	9
-	-	-	-	10
33.3	50.0	-	-	11
-	-	-	-	12
20.0	20.0	-	-	13

単位：%

特に影響はでないと思 う	そ の 他	無 回 答	区 分
18.0	3.3	3.2	1
24.0	4.2	3.6	2
16.9	2.3	2.1	3
13.6	3.5	3.3	4
7.8	2.3	3.9	5
16.3	4.7	2.3	6
15.2	2.1	6.4	7
23.9	4.9	1.1	8
13.0	4.0	5.4	9
22.0	5.3	6.8	10
27.5	2.9	2.9	11
15.9	2.7	0.4	12
17.3	3.8	4.7	13

## 5 農業生産活動の継続のための集落協定による取組

### (1) 現在の取組(複数回答)

区 分	回 答 者 数	計	耕作放棄されそうな農用地について、集落内外の担い手農家や第3セクター等による賃借権設定や農作業の委託を行う	耕作放棄地の復旧、放牧地としての利用等を行う	
計	1	2 751	100.0	29.3	8.7
協定対象農用地面積規模別					
1 ~ 5 ha 未満	2	1 156	100.0	23.6	8.4
5 ~ 10	3	699	100.0	29.9	8.0
10 ~ 20	4	509	100.0	37.7	7.1
20 ha 以上	5	387	100.0	34.4	12.7
農 政 局 等					
北 東 関	別 道	43	100.0	27.9	7.0
北 東 関	海	435	100.0	23.2	9.9
北 東 関	北	284	100.0	25.4	8.1
北 東 関	東	223	100.0	34.1	5.4
北 東 関	陸	132	100.0	31.8	9.8
北 東 関	海	240	100.0	25.0	6.3
近 畿	畿	844	100.0	33.6	7.9
中 国	国	550	100.0	29.1	11.3
九 州	四 沖 縄				

### (2) 今後の取組意向(複数回答)

区 分	回 答 者 数	計	耕作放棄されそうな農用地について、集落内外の担い手農家や第3セクター等による賃借権設定や農作業の委託を行う	耕作放棄地の復旧、放牧地としての利用等を行う	
計	1	2 751	100.0	41.3	15.4
協定対象農用地面積規模別					
1 ~ 5 ha 未満	2	1 156	100.0	34.2	14.3
5 ~ 10	3	699	100.0	44.5	15.7
10 ~ 20	4	509	100.0	48.9	14.9
20 ha 以上	5	387	100.0	46.8	18.9
農 政 局 等					
北 東 関	別 道	43	100.0	48.8	25.6
北 東 関	海	435	100.0	39.8	14.7
北 東 関	北	284	100.0	37.7	15.5
北 東 関	東	223	100.0	44.8	9.0
北 東 関	陸	132	100.0	40.9	13.6
北 東 関	海	240	100.0	38.3	15.8
近 畿	畿	844	100.0	45.3	15.5
中 国	国	550	100.0	37.6	17.8
九 州	四 沖 縄				

単位：%

耕作放棄地について、交付金の支払われた協定農用地に悪影響を与えないよう、草刈り、防虫対策等の保全管理を行う	農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う	協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣被害防止対策を行う	作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う	その他	無回答	区分
69.4	40.6	24.5	31.2	9.8	1.6	1
69.2	38.7	25.6	27.6	7.4	1.6	2
69.8	41.3	24.3	30.9	9.6	2.0	3
71.3	41.7	25.1	35.6	12.4	1.4	4
66.9	43.9	20.9	36.7	14.0	1.0	5
46.5	37.2	9.3	27.9	16.3	7.0	6
73.3	49.4	3.2	34.7	10.3	3.0	7
64.4	39.4	19.4	28.2	10.6	2.5	8
68.2	38.6	8.5	39.9	9.9	1.8	9
62.9	38.6	34.8	23.5	15.2	2.3	10
62.9	45.0	37.9	36.3	9.2	0.4	11
73.3	40.9	37.8	22.5	8.9	-	12
69.6	33.6	23.1	39.6	8.9	2.4	13

単位：%

耕作放棄地について、交付金の支払われた協定農用地に悪影響を与えないよう、草刈り、防虫対策等の保全管理を行う	農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う	協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣被害防止対策を行う	作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う	その他	無回答	区分
51.4	38.1	28.6	41.2	11.5	3.7	1
49.4	36.9	27.4	38.8	9.7	4.4	2
51.6	39.6	30.6	42.5	10.9	3.3	3
54.0	36.7	31.6	42.4	14.7	3.1	4
53.5	40.6	24.8	44.7	13.7	3.4	5
37.2	34.9	14.0	37.2	14.0	7.0	6
49.4	41.6	7.1	44.4	12.0	5.3	7
49.3	36.3	24.3	36.3	9.9	5.3	8
50.2	36.3	9.9	41.7	13.0	7.2	9
38.6	32.6	28.8	37.9	18.2	7.6	10
47.9	40.8	35.8	43.8	10.8	2.9	11
56.9	38.7	42.9	37.4	10.7	0.4	12
51.8	36.2	31.6	46.9	11.1	4.7	13

## 6 水路や農道の維持・管理方法

### (1) 水路の維持・管理方法

#### ア 現在の維持・管理方法

区 分	回 答 者 数	計	協定参加者が責任を持って個別に管理	協定参加者が共同で管理		
計	2 751	100.0	27.6	66.2		
協定対象農用地面積規模別						
1 ~ 5 ha 未 満	1 156	100.0	31.7	63.6		
5 ~ 10	699	100.0	29.0	66.0		
10 ~ 20	509	100.0	23.6	69.4		
20 ha 以上	387	100.0	18.3	70.3		
農 政 局 等 別						
北 東 関 北 東 近 中 九	道 海 北 東 陸 海 畿 国 国 州 ・ 沖 縄	6 7 8 9 10 11 12 13	43 435 284 223 132 240 844 550	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	34.9 25.7 29.9 23.8 27.3 27.9 31.9 22.4	41.9 69.2 62.7 70.9 66.7 67.9 62.8 70.0

#### イ 今後の維持・管理方法の意向

区 分	回 答 者 数	計	協定参加者が責任を持って個別に管理	協定参加者が共同で管理		
計	2 751	100.0	13.4	68.4		
協定対象農用地面積規模別						
1 ~ 5 ha 未 満	1 156	100.0	16.5	67.9		
5 ~ 10	699	100.0	13.7	69.4		
10 ~ 20	509	100.0	9.0	69.4		
20 ha 以上	387	100.0	9.6	66.9		
農 政 局 等 別						
北 東 関 北 東 近 中 九	道 海 北 東 陸 海 畿 国 国 州 ・ 沖 縄	6 7 8 9 10 11 12 13	43 435 284 223 132 240 844 550	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	11.6 12.0 16.5 10.3 16.7 12.9 14.9 11.6	55.8 67.4 61.3 69.5 58.3 73.8 71.4 68.9

単位：%

認定農業者等の個人に委託して管理	生産組織等に委託して管理	法人（農業生産法人等）に委託して管理	農業協同組合、土地改良区等に委託して管理	その他	無回答	区分
0.6	1.0	0.0	1.2	1.7	1.7	1
0.6	0.8	-	0.5	1.0	1.9	2
0.6	0.9	-	0.7	1.9	1.0	3
0.8	1.2	0.2	1.6	2.6	0.8	4
0.3	1.6	-	3.6	2.3	3.6	5
-	-	-	2.3	-	20.9	6
0.7	1.1	-	0.9	1.1	1.1	7
0.4	1.1	-	1.1	2.1	2.8	8
-	1.3	-	1.3	1.8	0.9	9
-	0.8	-	1.5	2.3	1.5	10
-	0.8	-	0.4	2.1	0.8	11
0.5	0.6	0.1	1.3	1.8	1.1	12
1.5	1.5	-	1.5	1.5	1.8	13

単位：%

認定農業者等の個人に委託して管理	生産組織等に委託して管理	法人（農業生産法人等）に委託して管理	農業協同組合、土地改良区等に委託して管理	その他	無回答	区分
1.4	4.8	1.2	3.3	2.5	4.9	1
1.3	4.2	1.0	2.9	1.4	4.9	2
1.0	4.3	0.9	3.0	3.1	4.6	3
2.4	6.1	2.0	2.9	3.9	4.3	4
1.0	6.2	1.3	5.7	3.1	6.2	5
-	-	2.3	7.0	-	23.3	6
1.4	6.2	1.8	4.1	1.1	6.0	7
1.8	3.9	0.4	5.3	3.5	7.4	8
0.4	6.3	1.8	2.2	3.6	5.8	9
-	6.1	1.5	3.0	5.3	9.1	10
1.3	3.3	-	1.7	2.9	4.2	11
1.2	4.0	1.4	2.7	2.7	1.5	12
2.4	5.6	0.7	3.5	1.8	5.5	13

## 6 水路や農道の維持・管理方法（つづき）

### （2）農道の維持・管理方法

#### ア 現在の維持・管理方法

区 分	回 答 者 数	計	協定参加者が責任を持って個別に管理	協定参加者が共同で管理
計	2 751	100.0	24.5	69.9
協定対象農用地面積規模別				
1 ~ 5 ha 未 満	1 156	100.0	25.7	68.8
5 ~ 10	699	100.0	26.9	68.4
10 ~ 20	509	100.0	21.8	71.9
20 ha 以上	387	100.0	19.9	73.4
農 政 局 等 別				
北 東 海 道	43	100.0	41.9	48.8
北 東 北	435	100.0	22.3	71.0
関 東 東	284	100.0	24.6	67.6
北 東 陸	223	100.0	17.9	74.9
近 畿 海	132	100.0	28.8	67.4
中 国 畿	240	100.0	19.2	76.7
九 州 四 国	844	100.0	31.0	64.5
沖 縄	550	100.0	18.5	75.8

#### イ 今後の維持・管理方法の意向

区 分	回 答 者 数	計	協定参加者が責任を持って個別に管理	協定参加者が共同で管理
計	2 751	100.0	10.8	71.2
協定対象農用地面積規模別				
1 ~ 5 ha 未 満	1 156	100.0	13.1	70.6
5 ~ 10	699	100.0	10.7	72.5
10 ~ 20	509	100.0	7.9	70.5
20 ha 以上	387	100.0	7.8	71.8
農 政 局 等 別				
北 東 海 道	43	100.0	18.6	67.4
北 東 北	435	100.0	8.5	67.8
関 東 東	284	100.0	11.3	63.7
北 東 陸	223	100.0	8.1	72.2
近 畿 海	132	100.0	13.6	59.8
中 国 畿	240	100.0	9.2	75.8
九 州 四 国	844	100.0	14.0	73.9
沖 縄	550	100.0	7.8	74.4

単位：%

認定農業者等の個人 に委託して管理	生産組織等に委託し て管理	法人（農業生産法人 等）に委託して管理	農業協同組合、土地 改良区等に委託して 管理	そ の 他	無 回 答	区 分
0.7	0.9	0.1	1.1	1.9	0.9	1
1.0	0.5	-	1.0	1.9	1.1	2
0.3	1.4	0.1	0.9	1.9	0.1	3
1.0	1.0	0.2	1.6	2.0	0.6	4
-	1.0	0.5	1.0	2.1	2.1	5
-	-	-	2.3	-	7.0	6
0.7	1.1	0.5	1.4	1.8	1.1	7
0.4	0.7	-	1.4	3.9	1.4	8
0.9	0.9	-	1.3	2.7	1.3	9
-	0.8	-	1.5	1.5	-	10
0.8	0.4	-	0.4	1.7	0.8	11
0.4	0.9	0.1	0.9	1.9	0.2	12
1.3	1.1	0.2	0.9	1.1	1.1	13

単位：%

認定農業者等の個人 に委託して管理	生産組織等に委託し て管理	法人（農業生産法人 等）に委託して管理	農業協同組合、土地 改良区等に委託して 管理	そ の 他	無 回 答	区 分
1.2	4.4	1.3	4.4	2.9	3.9	1
1.3	3.6	0.9	4.2	2.3	4.0	2
1.0	4.4	1.1	3.3	3.0	3.9	3
1.6	5.9	1.8	5.9	3.1	3.3	4
0.5	4.7	2.1	5.2	3.9	4.1	5
-	-	2.3	9.3	-	2.3	6
1.4	5.5	3.0	6.9	1.6	5.3	7
1.4	4.6	0.4	7.0	6.0	5.6	8
0.9	4.0	1.8	1.8	4.9	6.3	9
-	5.3	1.5	6.8	5.3	7.6	10
0.8	5.0	0.4	1.7	2.9	4.2	11
0.7	3.2	1.1	3.7	2.7	0.7	12
2.2	5.3	0.7	3.6	1.3	4.7	13

## 7 集落協定締結以前と比べた水路や農道の維持・管理方法の評価

### (1) 水路についての評価

区 分	回 答 者 数	計	良くなった	悪くなった
計	2 751	100.0	67.1	0.4
協定対象農用地面積規模別				
1 ~ 5 ha 未満	1 156	100.0	62.8	0.3
5 ~ 10	699	100.0	67.5	0.7
10 ~ 20	509	100.0	69.0	-
20 ha 以上	387	100.0	77.0	0.8
農 政 局 等 別				
北 東 関 北 東 近 中 九				
海	43	100.0	39.5	-
道	435	100.0	84.8	0.5
北	284	100.0	59.9	0.4
東	223	100.0	66.8	-
陸	132	100.0	63.6	1.5
海	240	100.0	54.6	0.8
畿	844	100.0	62.9	0.5
国	550	100.0	72.0	0.2
中 九				
国 州 ・ 四 沖 縄				

### (2) 農道についての評価

区 分	回 答 者 数	計	良くなった	悪くなった
計	2 751	100.0	67.1	0.5
協定対象農用地面積規模別				
1 ~ 5 ha 未満	1 156	100.0	62.1	0.4
5 ~ 10	699	100.0	66.0	0.7
10 ~ 20	509	100.0	70.5	0.2
20 ha 以上	387	100.0	79.3	0.5
農 政 局 等 別				
北 東 関 北 東 近 中 九				
海	43	100.0	53.5	-
道	435	100.0	81.8	0.2
北	284	100.0	57.4	0.4
東	223	100.0	70.4	0.4
陸	132	100.0	51.5	2.3
海	240	100.0	57.5	0.4
畿	844	100.0	62.7	0.6
国	550	100.0	74.7	0.2
中 九				
国 州 ・ 四 沖 縄				



単位：%

今までと変わらない	無 回 答	区 分
31.0	1.5	1
35.3	1.6	2
30.8	1.0	3
30.3	0.8	4
19.4	2.8	5
41.9	18.6	6
14.5	0.2	7
37.0	2.8	8
32.3	0.9	9
33.3	1.5	10
43.8	0.8	11
35.8	0.8	12
26.0	1.8	13

単位：%

今までと変わらない	無 回 答	区 分
31.8	0.7	1
36.5	1.0	2
33.0	0.3	3
29.1	0.2	4
19.1	1.0	5
44.2	2.3	6
17.7	0.2	7
40.5	1.8	8
28.3	0.9	9
44.7	1.5	10
40.8	1.3	11
36.7	-	12
24.4	0.7	13

【参 考】

秘
農林水産省

平成15年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査  
**中山間地域等直接支払制度集落協定代表者への意向調査票**  
 (平成15年5月)

〔基本指標〕 (農林水産省職員が記入します。)

	局・事務所	市 区 町 村	協 定 集 落 名		協 定 対 象 農 用 地 面 積
名 称			協 定 整 理 番 号		
コード等	∴	∴ ∴ ∴			

農林水産省では、中山間地域等において適正な農業生産活動を続けていくことを通じて、その有する多面的機能の確保を特に図るための施策として、平成16年度までの間「中山間地域等直接支払制度」を実施しており、集落協定が本制度の中心となって機能しています。

このため、本調査は、本制度が地域に与えた効果や問題点等について、今後の地域の農業生産活動に重要な役割を担う集落協定代表者の方がどのような意識をもっているかを把握し、平成17年度以降の対策に向けた検討に活用するために実施します。

このため、調査結果は、個人の秘密を厳守し、調査の目的以外には絶対に使用することはありませんので、是非ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

なお、調査について御不明な点がございましたら、お手数ですが次の問い合わせ先に御連絡ください。

お問い合わせ先

農政局 統計情報事務所

担 当 者： \_\_\_\_\_

電 話 番 号： \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

Eメールアドレス： \_\_\_\_\_

(農業生産活動の継続のための集落協定による取り組み)

問1 あなたの集落では、農業生産活動の継続のため、集落協定により、現在、どのような活動に取り組んでいますか。

また、今後は、どのような活動に取り組んでいきたいと思いませんか。

(該当する番号をすべて選択してそれぞれの回答欄に 印を付けて下さい。)

- 1 耕作放棄されそうな農用地について、集落内外の担い手農家や第3セクター等による賃借権設定や農作業の委託を行う
- 2 耕作放棄地の復旧、放牧地としての利用等を行う
- 3 耕作放棄地について、交付金の支払われた協定農用地に悪影響を与えないよう、草刈り、防虫対策等の保全管理を行う
- 4 農地<sup>のりめん</sup>法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う
- 5 協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣被害防止対策を行う
- 6 作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う
- 7 その他(具体的に:現在 )  
( " :今後の方向 )

回答欄	現在	1	2	3	4	5	6	7
	今後の方向	1	2	3	4	5	6	7

(水路や農道の維持・管理方法)

問2 あなたの集落では、現在、集落協定により、水路や農道の維持・管理をどのような方法で行っていますか。

また、今後、水路や農道の維持・管理を一層強化するためにはどのような方向が望ましいと思いませんか。

(該当する主な番号を1つずつ選択してそれぞれの回答欄に記入してください。)

- 1 協定参加者が責任を持って個別に管理
- 2 協定参加者が共同で管理
- 3 認定農業者等の個人に委託して管理
- 4 生産組織等に委託して管理
- 5 法人(農業生産法人等)に委託して管理
- 6 農業協同組合、土地改良区等に委託して管理
- 7 その他(具体的に:現在 )  
( " :今後の方向 )

水路について

農道について

回答欄	現在	今後の方向
-----	----	-------

回答欄	現在	今後の方向
-----	----	-------

問3 水路や農道の維持・管理方法について、あなたの集落では、集落協定締結以前と比べて、どのように変わったと思いませんか。

(該当する番号を1つ選択して回答欄に記入して下さい。)

- 1 良くなった
- 2 悪くなった(具体的に: )
- 3 今までと変わらない

水路について

農道について

回答欄	
-----	--

回答欄	
-----	--

(集落協定による農業生産活動の継続に対する効果)

問4 あなたの集落において、集落協定により、農業生産活動の継続(耕作放棄地の防止等)に対する効果があったと思いますか。

(該当する番号を1つ選択して回答欄に記入して下さい。)

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 どちらとも言えない

回答欄	
-----	--

(集落協定による担い手の変化)

問5 あなたの集落では、集落協定により、農作業の担い手がどのように変わったと思いますか。

(該当する番号をすべて選択してそれぞれの回答欄に 印を付けて下さい。)

- 1 新規就農者が増加した
- 2 集落営農組織の農業生産活動が活発になった
- 3 認定農業者等への農作業の委託が増加した
- 4 生産組織等への農作業の委託が増加した
- 5 法人(農業生産法人等)への農作業の委託が増加した
- 6 市町村が設立した公社等への農作業の委託が増加した
- 7 集落内でオペレーターを育成するようになった
- 8 その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

回答欄	1	2	3	4	5	6	7	8
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

(集落全体の变化)

問6 あなたの集落では、集落協定により、集落の協定参加者間の関係は集落協定締結以前と比べて、どのように変わったと思いますか。

(該当する番号を1つ選択して回答欄に記入して下さい。)

- 1 良くなった -----▶ 「良くなった」と回答した方は問7にお進みください。
- 2 悪くなった -----▶ 「悪くなった」と回答した方は問8にお進みください。
- 3 今までと変わらない -----▶ 問9にお進みください。

回答欄	
-----	--

【問6で「1 良くなった」と回答した方にお聞きします。】

問7 どのような点が良くなったと思いますか。

(該当する主な番号を1つ選択して回答欄に記入して下さい。)

- 1 協定参加者間での話し合いが活発になり、集落に活気が出てきた
- 2 協定参加者以外の人や組織との交流が活発になり、集落に活気が出てきた
- 3 協定参加者の意識の高まりにより、生活環境が改善された
- 4 その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

回答欄	
-----	--

【問6で「2 悪くなった」と回答した方にお聞きします。】

問8 どのような点が悪くなったと思いますか。

(該当する主な番号を1つ選択して回答欄に記入して下さい。)

- 1 水路や農道の維持・管理のための出役が増え、労力的な負担が増えた
- 2 話し合いの回数が増え、時間的な負担が増えた
- 3 協定への不参加者がいることにより、地域の共同意識が希薄になった
- 4 集落内で対象農用地を所有していない者との関係が希薄になった
- 5 その他(具体的に： \_\_\_\_\_ )

回答欄	
-----	--

(中山間地域等直接支払交付金の活用効果)

問9 あなたの集落では、中山間地域等直接支払交付金の交付が平成12年度から16年度までの5年間で終了したとすれば、その後の農業生産活動等にどのような影響が出ると思いますか。

(該当する主な番号を1つ選択して回答欄に記入して下さい。)

- 1 集落の共同取組活動が弱体化し、農業生産活動が衰える
- 2 集落の共同取組活動が弱体化し、集落機能が衰える
- 3 特に影響はでないと思う
- 4 その他(具体的に： \_\_\_\_\_ )

回答欄	
-----	--

本制度を実施してきて問題となった点や、本制度についての要望・御意見がありましたらお聞かせ下さい。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

御協力ありがとうございました。御手数ですが同封しました返信用封筒により御返送ください。

以下は農林水産省のインターネットアドレスです。農林水産業に関する情報収集にお役立て下さい。

農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/>

農村振興局地域振興課のページ <http://www.maff.go.jp/soshiki/koukai/chikishinkou/>

## 【利用上の注意】

### 1 調査の内容

本調査は、中山間地域等直接支払制度の導入による成果を検証するため、また、次期対策の検討に向けた資料とするため、本制度において締結された集落協定の代表者を対象に、本制度の導入による地域への効果や課題についての意向を把握したものである。

### 2 調査対象

「中山間地域等直接支払交付金実施要領」により市町村長が策定した「中山間地域等直接支払市町村基本方針」に基づき、平成12年度に市町村長に認定された集落協定の代表者

### 3 標本抽出

集落協定の代表者（2万6千人）を協定対象農用地面積の降順に整理したリストから、系統抽出法により3,000人を抽出した。

### 4 実施時期

平成15年5月中旬～6月上旬

### 5 調査方法

地方農政局統計情報部及び地方統計情報事務所からの郵送調査により行った。

### 6 調査票の回収率等

配付者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)
3,000	2,751	91.7

## 7 用語の説明等

(1) 農政局等の区分は次のとおりである。

北海道：北海道  
 東北：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島  
 関東：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡  
 北陸：新潟、富山、石川、福井  
 東海：岐阜、愛知、三重  
 近畿：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山  
 中国四国：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知  
 九州・沖縄：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(2) 統計表の各回答率は、各設問（各区分）の有効回答者数計を 100.0とする割合である。

なお、標本誤差は回答者数と回答率によって異なっており、回答者数別の標本誤差の範囲（95%は信頼できる誤差の範囲）は、おおむね次のとおりであり、利用に当たっては注意願いたい。

標本誤差の範囲とは、例えば、ある選択肢の回答率が50%の場合、2,000戸を取りまとめた結果では、同調査（2,000戸を取りまとめ）を100回行ううちの95回は、47.8%～52.2%（50%の上下2.2%）の範囲の中に収まるというものである。

回答率 回答者数	10 % (又は90%)	20 % (又は80%)	30 % (又は70%)	40 % (又は60%)	50 %
2,750	± 1.1	± 1.5	± 1.7	± 1.8	± 1.9
2,000	± 1.3	± 1.8	± 2.0	± 2.1	± 2.2
1,500	± 1.5	± 2.0	± 2.3	± 2.5	± 2.5
1,000	± 1.9	± 2.5	± 2.8	± 3.0	± 3.1
500	± 2.6	± 3.5	± 4.0	± 4.3	± 4.4
300	± 3.4	± 4.5	± 5.2	± 5.5	± 5.7
100	± 5.9	± 7.8	± 9.0	± 9.6	± 9.8

注：標本誤差の範囲は、 $\pm 1.96 \times \sqrt{\frac{\text{回答率} \times (1 - \text{回答率})}{\text{回答者数}}}$  により求めた。

(3) 表示単位未満を四捨五入したため、計と内訳の積み上げ値は必ずしも一致しない。

(4) 統計表に使用した記号「-」は、事実のないことを表す。

- (5) 協定対象農用地面積規模別及び農政局等別の数値の中には、回答者数の少ないものもあるので、利用に当たっては、十分注意されたい。

連絡先

農林水産省 大臣官房 統計情報部

構造統計課 地域・環境情報室 地域情報班

電 話（代表） 03(3502)8111 内線2685

（直通） 03(3502)9427

この資料は、農林水産省ホームページ【<http://www.maff.go.jp/>】の「資料・統計 統計情報」で御覧いただけます。